

一般社団法人びっくりエコ発電所 会員規程（案）

（目的）

第1条 この規定は一般社団法人びっくりエコ発電所(以下本法人という。)定款第5条に規定する会員について必要な事項を定める。

（会員）

第2条 本法人の目的に賛同し、本法人の活動を支援する者を会員とする。会員は下記2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員 総会での議決権を有する個人及び法人・団体。

(2) 賛助会員 総会での議決権を有しない個人及び法人・団体。

（会員資格の取得）

第3条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

2 ただし、賛助会員の入会承認は代表理事の承認をもって行い、代表理事は理事会に会員名簿を報告しなければならない。

（入会の不承認）

第4条 入会申込をした者が以下の何れかの項目に該当する場合、その者の入会を承認しないことがある。

(1) 過去に本規約違反等で除名処分を受けたことがある場合

(2) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがある場合

（法人会員）

第5条 第2条に定める正会員・賛助会員のうち、法人または団体である者については、法人代表会員の登録をしなければならない。

（会員の義務）

第6条 会員は本法人の目的を遵守し、本法人の活動を支援しなければならない。

2 会員は毎年度、年会費を納入しなくてはならない。

ただし、本法人の役員に就任するものについては年会費の納入を免除する。

3 会員は住所、氏名(法人・団体の名称)、や登録内容に変更が生じた場合、ただちに本法人へ届け出なければならない。

（権利・義務の始期）

第7条 会員としての権利・義務は、年会費の納入が完了した時に発生する。

ただし、本法人の役員については入会の承認を受けた時より発生するものとする。

2 総会への参加および総会での議決権の行使については、毎年4月1日時点での正会員が権利を行使できるものとする。

(会員譲渡の禁止)

第8条 会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

(私的利用の範囲外の利用禁止)

第9条 会員は、本法人が承認した場合を除き、本法人を通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の出願その他私的利用の範囲を越えて使用をすることはできず、また、第三者をして使用させることはできない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけたとき、損害を与えたとき又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 第6条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (5) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (6) 除名されたとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(会費等の返還)

第12条 本法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(再入会)

第13条 第11条により資格を喪失した者が再入会を希望し、本法人の理事会及び総会がそれを認めたときは、再入会が認められる。

2 再入会に際しては、所定の年会費を改めて納入しなければならない。

附 則

1)この規定は、2013年4月13日から実施する。

2)年会費

正会員(個人)	50,000 円
正会員(法人・団体)	100,000 円
賛助会員(個人)	10,000 円
賛助会員(法人・団体)	1 口 10,000 円で3口以上

*本法人の役員は年会費を免除する。

3)年会費の納入は、各年度の4月に納入するものとする。

4)入会時に納入すべき年会費は、入会承認後2ヶ月以内に納入しなければならない。

5)当該年度の10月以降に入会した会員が納付する初年度の年会費の額は、年会費の1/2とする。

6)本規程は、理事会の承認を経て、改定することができる。